



## 法的拘束力がなければ 何をやっても良いのか!?

私たちは12月25日、パワハラを受けた組合員と共に、東大宮での乗務員訓練を安心して受けられるよう東京都労働局へ相談に行ってきました!!

### 大崎運輸区長が組合員に言ったことは

- ① 首都圏本部にも話しをしてあるが、何か配慮をすることは無い。
- ② 行くのを“拒否”していると乗務員として業務ができなくなる可能性もある。
- ③ 乗務員として2年に一度行かなくてはならないものだから頑張らなくてはならないと困る。
- ④ 絶対とは言えないが、特講があるわけではないし、所長と会うことはまず無い。

### 東京都労働局の話を知ると

- ① 労働契約法第5条の安全配慮義務違反!!
- ② 裁判でハラスメントが認定されているのに明らかに配慮を怠っている!!
- ③ 接触することがトラウマなのだから所長のいない日の受講に配慮できるはず
- ④ (上記区長の言葉②に対し) セカンドパワハラに当たるのではない!!

### ※労働契約法第5条 → 労働者の安全への配慮

第5条 使用者は労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

訓練を拒否している訳ではありません!!

過剰な配慮を求めている訳ではありません!!

訓練の必要性は理解しています!!

安心して訓練が受けられるように

地本の団体交渉を分会から支えます!!

## 必要な配慮をして下さい!!

JTSU-E 大崎運輸区分会

東地申第19号団体交渉の速やかな開催と誠実な回答・対応を!

東京都労働局も驚く大崎運輸区長の言動の数々...  
訓練に参加する意思があるからこそ「配慮」を求めている!